

発表項目 (行事名)	上川地域野生鳥獣対策連絡協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>野生鳥獣の適正な保護管理及び農林業被害や人身事故等の防止について、関係機関相互の連携を図り、情報共有やその方策を協議することを目的とした「上川地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>●上川地域野生鳥獣対策連絡協議会 日時) 令和5年11月8日(水) 13:30~15:00 場所) 上川合同庁舎2階 204会議室(旭川市永山6条19丁目) 出席予定機関) 管内市町村・森林管理署・旭川開発建設部・環境省(自然保護官事務所) ・管内農業協同組合・管内森林組合・北海道猟友会各支部・北海道旅客鉄道旭川支社・東日本高速道路旭川管理事務所・北海道警察旭川方面本部 ・東京大学北海道演習林・北海道大学中川研究林・上川総合振興局関係課</p> <p>議題) エゾシカ対策について ヒグマ対策について アライグマ対策について 鳥インフルエンザについて その他</p> <p>添付資料：上川地域野生鳥獣対策連絡協議会設置要綱</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>今年も人と野生鳥獣との軋轢が発生しているところですが、本協議会は関係機関相互の連携を図りながら、情報や認識を共有するとともに、その方策について協議するものです。</p> <p>この場で解決策がすぐ出てくる事はないとは思いますが、各機関がお持ちの知識や経験を出し合う事によって、何かしらの野生鳥獣対策の一助になる事を期待しております。</p> <p>各機関がどのような考えで対策を実施されているのかなど、広く道民に周知して頂きますようお願いいたします。</p>		
-----------------	--	--	--

他のクラブとの関係	同時配付 同時レク		
-----------	--------------	--	--

担当(連絡先)	上川総合振興局保健環境部環境生活課 課長 太田 剛 TEL：(ダイヤルイン0166-46-5218)(内線2950)		
---------	---	--	--

上川地域野生鳥獣対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 上川総合振興局管内におけるエゾシカ及びヒグマ等の野生鳥獣の適正な保護又は管理及び農林業被害の防止並びに人身事故や交通事故の防止等について、関係機関相互の連携を図りながら、情報や認識を共有するとともに、その方策について協議するため、「上川地域野生鳥獣対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、エゾシカ及びヒグマ等の野生鳥獣に係る次の事項について協議する。

- (1) エゾシカ及びヒグマの適正な保護又は管理に関すること。
- (2) エゾシカ及びヒグマによる人身事故や交通事故等の防止の推進に関すること。
- (3) エゾシカの有効活用に関すること。
- (4) 野生鳥獣による農林業被害等の防止対策の推進に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体等をもって構成する。

- 2 会長は上川総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもって充てる。
- 3 会長は、必要がある場合、構成機関・団体以外の者に協議会への出席を求めることができる。

(会議の開催)

第4条 協議会は、会長が召集する。

(部会)

第5条 第2条の協議事項について検討を行うため、協議会は部会を設置することができる。

- 2 部会の協議事項、構成員等は部会毎に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、上川総合振興局保健環境部環境生活課において行う。

(見直し期限)

第7条 協議会は、設置の日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、対策協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の位置づけ)

第8条 協議会は、北海道エゾシカ対策推進条例第19条第2項に定める地域協議会及び北海道ヒグマ管理計画第3章3の(1)に記載の地域協議会として位置付ける。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「上川総合振興局管内エゾシカ対策連絡協議会設置要領(平成22年7月1日施行)」及び「上川総合振興局管内エゾシカ対策連絡協議会各地域実務者会議設置要領(平成23年8月30日施行)」並びに「上川総合振興局管内ヒグマ対策連絡協議会設置要綱(平成26年12月4日施行)」は廃止する。

上川地域野生鳥獣対策連絡協議会構成機関

	構成機関・団体名		
市町村	旭川市 富良野市 当麻町 上川町 上富良野町 占冠村 下川町 中川町	士別市 鷹栖町 比布町 東川町 中富良野町 和寒町 美深町 幌加内町	名寄市 東神楽町 愛別町 美瑛町 南富良野町 剣淵町 音威子府村
北海道森林管理局	上川南部森林管理署 空知森林管理署北空知支署	上川中部森林管理署	上川北部森林管理署
北海道開発局	旭川開発建設部		
北海道地方環境事務所	上川自然保護官事務所	東川自然保護官事務所	
農業協同組合	あさひかわ農業協同組合 東神楽農業協同組合 上川中央農業協同組合 ふらの農業協同組合 北はるか農業協同組合	東旭川農業協同組合 当麻農業協同組合 ひがしかわ農業協同組合 北ひびき農業協同組合 きたそらち農業協同組合幌加内支所	たいせつ農業協同組合 びっふ農業協同組合 びえい農業協同組合 道北なよろ農業協同組合
森林組合	旭川市森林組合 美瑛町森林組合 愛別森林組合 南富良野町森林組合 上川北部森林組合	鷹栖町森林組合 東川町森林組合 上川町森林組合 和寒町森林組合 下川町森林組合	東神楽町森林組合 当麻町森林組合 富良野地区森林組合 士別地区森林組合 北空知森林組合
(一社)北海道猟友会地区支部	旭川支部 名寄支部	富良野支部	士別支部
北海道旅客鉄道(株)	旭川支社		
東日本高速道路(株)	北海道支社旭川管理事務所		
北海道警察	旭川方面本部		
大学演習林・研究林	東京大学北海道演習林	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部	

北海道上川総合振興局関係課

保健環境部 保健福祉室生活衛生課、名寄地域保健室生活衛生課、富良野地域保健室生活衛生課、環境生活課
産業振興部 農務課、上川農業改良普及センター、林務課
南部森林室 管理課、森林整備課
北部森林室 管理課、森林整備課
旭川建設管理部 用地管理室維持管理課